

学びは常に玉川の丘に用意されています。  
通信教育部で学んだ先輩を中心に、現在の仕事や地域での活躍をインタビューします。

# 生涯学へ第2回 校長は指導者で調整役で責任者

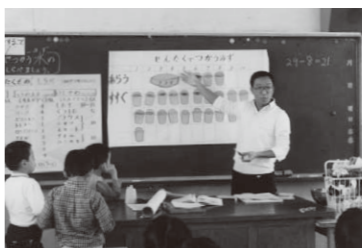


小林弘和

埼玉県公立小学校校長職を経て玉川大学教職センター教授(教職担当)  
76年通信教育部で小学校教員免許取得

1983

社会保険労務士5年目、小学校教員を目指し通信教育部へ。28歳で埼玉県教員採用試験に合格。春日部市立武里小学校では1年生を担当



39歳で管理職試験を受け、3年間の教務主任を経て、越谷市立大沢北小学校の教頭。校務の調整と校長の補佐をつとめるのが教頭職



1990

1995

三郷市立新和小学校の校長に就任。以降13年間で5校の校長をつとめる。子どもとの時間を何より大切に。保護者もまじえ課外で豚汁づくり



2008

校長になっても、教員や子どもたちと一緒に掃除をする。自分も「同じ仲間」という姿勢でやってきました。



最後の着任校、幸手市立幸手小学校で卒業式。定年を控え校長職として最後の卒業証書授与

でも生かされたように思います。校長は最後の責任を引き受けるもの。それゆえ担任に代わり、保護者と誠意を尽くして向き合うことも苦にはならなかったですね。  
二〇年前、私が教頭になった頃は教員に現金の給与袋を手渡していました。新卒の教員に必ず言ったのは、ささやかな物でいいから、初任給で両親や祖父母に何か贈ること。さらに伝えたのは、「この給与には子どもを教えた労働の代価だけでなく、先輩に叱られたり、保護者からきつく言われて悲しい思いをした涙の分まで入っているんだよ」と。  
現在は玉川大学の教職センターで、教員を目指す学生たちに教えています。教師とは、学校という場だけでなく、二四時間「先生」であるという覚悟が必要。学校の現場でも多様な課題を受け止められる人材が求められる中、教師もより豊かな幅広い人間性を問われている。それが人を育てる教育の根幹にあることを教えたいと思っています。

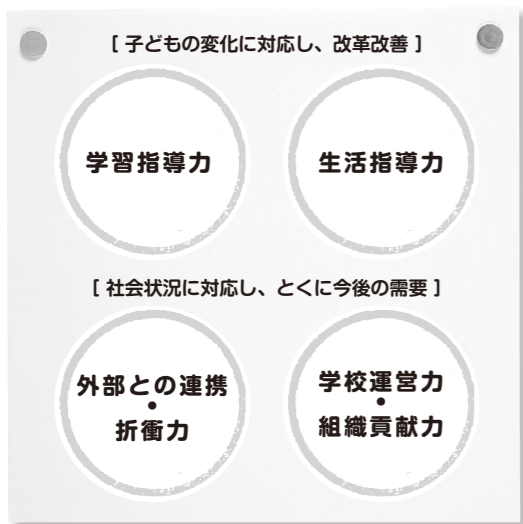
さまざまな教育観や考え方をもった教員たちを、一つの方向性に向かっているか上手くまとめたいか。一三年間の校長経験を通して、それが「校長」のつとめであると考えてきました。具体的な仕事としては教育課程の管理、人事管理、施設管理、地域との連携の四つがあり、ことに教職員との関わりで心がけたのは、自分も「同じ立場」に置くことです。朝、学校へ行くと、スーツの上着からジャンパーに着替え、教員と一緒に職員室の掃除をする。子どもたちとトイレ掃除をすることも日課でした。  
通大時代、小原國芳先生に「トイレを子どもと掃除できる教師になれ」と言われた言葉が胸に焼きつ

ています。「労作の作は作業ではなく創作の作なのだ」と教えられたことも。作業の中に気づきや学びがあり、教員や子どもとのコミュニケーションも円滑になっていくのです。  
担任が急な事情で休むときは、私が代わって授業をしたり、給食も一緒に食べていました。ふだんから各教室を回って、子どもたちに声をかけたり、楽しそうに授業をしている様子を見学したり。学校内を歩くことで施設の様子が見えるし、「あそこ水道はよく詰まるんだよ」などと、生の声を聞ける。そうした教員たちの手が回らないところの調整役もつとめましたね。

こ数年、新任で辞めてしまう教員が増えている背景には、保護者の苦情や多様な子どもの変化に対応できないという現状があります。  
本来、子どもにとって、学校は小さな社会経験の場です。互いに喧嘩や悪ふざけしても、「ごめんね」と謝って、仲直りするやり方を覚えていく。ところが、それを最近では保護者が「問題」と捉え、学校へ苦情を言ってくるケースが多い。その際にどう対応するか、いわば人間力を、校長が職員研修で教えるのです。  
私はかつて社会保険労務士として、業務上災害や労使間のトラブルが生じた際の責任や対処を担う仕事をしていました。そこで培ったリスク・マネジメントの経験が、教育の現場

## いま、学校教育の現場で求められる教師像とは？

教員が身につけるべき4つの力



子どもをとりまく社会状況の変化にともない、教員に求められる力も大きく変容。従来は児童や生徒への教育指導に軸が置かれていたが、新たなニーズが広がっている。保護者や地域などと連携して協働する力、さらに学校全体としての組織的な取り組みが問われる時代となった。

幅広い人材確保のための採用試験枠の広がり

人材の多様性が求められるなか、採用試験においても年齢制限や特別選考の募集枠が広がっている。

今年度の採用試験で見ると、たとえば東京都では、一般選考の受験資格は昭和46年4月2日生まれ以降のほか、特別選考は昭和26年同月同日生まれ以降。埼玉県では、一般選考も昭和35年4月2日生まれ以降のほか、経験者特別選考(小/中/養)、臨時的任用教員経験者特別選考は昭和26年同月同日生まれ以降と枠が広い。

民間企業や官公庁など社会人経験で採用される特別選考も全国的に広がり、各教育委員会の権限で、民間人校長の採用もある。

